

健健発0611第1号
保国発0611第1号
保高発0611第1号
保連発0611第2号
令和3年6月11日

各 { 都道府県
特別区
市町村 } 衛生主管部（局）長

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（公印省略）

生活保護法の一部改正による生活保護法第55条の8第2項の
創設について（通知）

公衆衛生行政及び医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、このうち改正法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第55条の8第2項の規定については、同日施行されることとなっています。

上記の規定においては、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「保護の実施機関」という。）は、被保護者健康管理支援事業（法第55条の8第1項に規定する、被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業をいう。以下同じ。）の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができることとしたところです。

また、これと併せて、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第103号）により、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）を改正し、従来、生活保護法第29条第2項の規定により、保護の実施機関が、生活保護の決定・実施等のために、被保護者の健康状態に関する情報として、市町村長及び後期高齢者医療広域連合に対して提供を求めることができることとされていた以下の情報を、法第55条の8第2項に基づき、被保護者健康管理支援事業の実施のために、市町村長及び後期高齢者医療広域連合に対して求めることができることとし、各都道府県知事及び市町村長宛てに「「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部施行について（公布日施行分）」（令和3年6月11日付け社援発0611第1号厚生労働省社会・援護局長通知）が発出されているところですので、保護の実施機関より情報提供の依頼があった際には、適切に対応いただきますようお願いいたします。

- (1) 健康増進法第19条の2の規定により市町村が行う健康増進事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により市町村が行う健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定により保険者が行う特定健康診査の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第24条の規定により保険者が行う特定保健指導の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容